

# 特定建設作業等に係る騒音の指定地域図（北条地区）

## 特定建設作業

区域	1号区域	2号区域
	作業場所の敷地の境界線における規制基準	騒音：85 デシベル
作業の禁止時間	午後7時から 翌日の午前7時まで	午後10時から 翌日の午前6時まで
最大作業時間	1日あたり10時間	1日あたり14時間
最大作業期間	連続6日間	
作業の禁止日	日曜日その他の休日	

